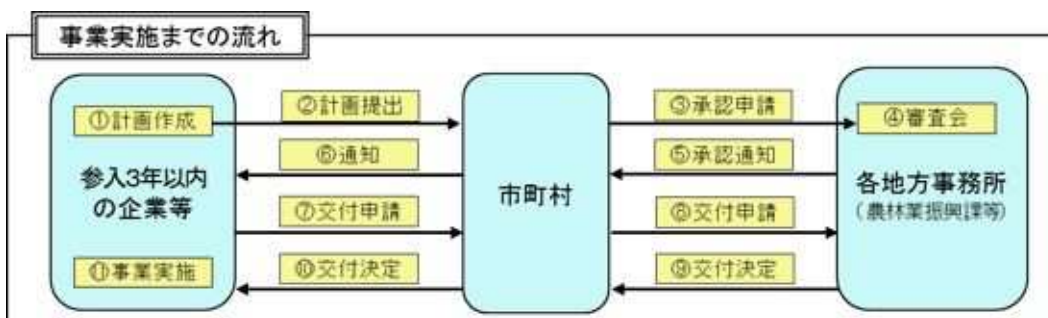


名称	企業等農業参入促進支援事業
施策対象	企業等
施策主体	鳥取県
対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
施策概要	農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、早期に経営安定して事業継続が図られ、本県の担い手として定着するため、農業参入準備及び参入初期の段階に必要な機械・施設の整備等を支援。

○支援内容

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率 補助上限額	・補助率:1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・県補助上限額:5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 栽培品目の試作・研修を行い、栽培技術習得のための取組を行っていること又は農業の技術者を農業部門に1名以上配置していること若しくはそれが確実と見込まれること (5) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm	

名称	機構集積協力金交付事業
施策対象	地域・農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	下記参照
施策概要	農地中間管理機構に対し、まとめて農地を貸し付けた地域を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

○支援内容

1 地域集積協力金交付事業

- (1) 交付対象地域…一定区域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付ける等、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域
 (2) 交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること等
 (3) 交付単価表

機構の活用率(累積)	一般地域	80%超	—
	中山間地域	60%超80%以下	80%超
交付単価		2.8万円/10a	3.4万円/10a

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)

注2 前回交付を受けた交付単価区分より上の区分で取り組む場合に対象とする

注3 「機構の活用率(累積)」＝機構への貸付総面積÷「地域」の農地面積

注4 交付対象面積＝対象期間内の貸付面積－再貸付等面積－貸付期間6年未満の農地面積
 ※対象期間:事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末

2 集約化奨励金

- (1) 交付対象面積…対象期間内の機構からの転貸面積のうち、新たに団地化した面積
 (2) 交付要件…次のいずれかを満たすこと
 ・地域の農地面積に占める表に掲げる団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
 ・地域の農地面積に占める表に掲げる団地面積の割合が20ポイント以上増加すること
 ・表に掲げる団地面積の割合が30%以上の地域において、表のa若しくはbの団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること等
 (表)

a	同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積
b	目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地による1ha以上の団地面積

(3) 交付単価表

	区分1	区分2
地域の団地面積の割合	10ポイント以上増加	20ポイント以上増加
地域の1団地当たりの平均面積	—	既に30ポイント以上の地域は、1.5倍以上
交付単価	1.0万円/10a	3.0万円/10a

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等

施策概要

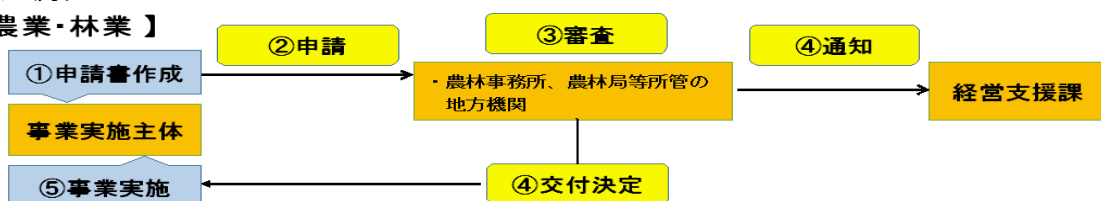
農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

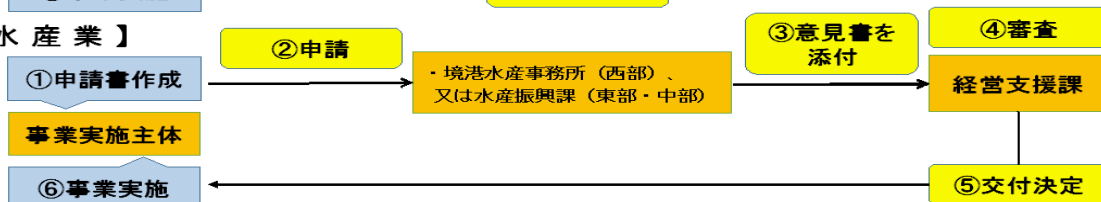
区分	内容	補助率・上限額
農業女子ネットワーク等団体の取組支援（農林水産業女性団体の取組支援）	県内の農林水産業に従事する女性を主体として構成する団体が女性の働き方改革や女性の活躍促進に向けて開催する研修会等の取り組みに要する経費を支援。	補助率：1/2 上限額：300千円
技術・資格習得支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性、男女共同参画推進企業等に従事するの女性従業員が経営参画、女性の活躍促進に必要な技術や資格の習得に要する経費を支援。 〈具体的な補助対象経費〉 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外往来がある場合には交通費及び宿泊費	補助率：1/2 上限額：150千円／1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	(1) 就労環境整備 女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援（事業実施主体） 家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者（法人は含まない）で、3名以上雇用（農作業期間のうち過半を超える期間を雇用）し、雇用者の過半が女性である者 〈補助対象経費の例〉 更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等の整備・改修 (2) 労働負担軽減 重量運搬物等の労働負担軽減、腰痛など運動疾患を予防するための装具・器具の導入を支援。（事業実施主体） 認定農業者、認定新規就農者、家族経営協定の締結又は2年以内に締結予定の女性農業者	補助率：1/2 上限額：500千円
		補助率：1/3 上限額：15万円 下限額：5万円

●事業の流れ

【農業・林業】



【水産業】



●交付申請期限 2月末日まで

問合せ先

担当部署	分野	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	農業	0857-20-3551
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	農業・林業	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	農業・林業	0858-23-3161
西部総合事務所農林局農林業振興課	農業・林業	0859-31-9641
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課	農業・林業	0859-72-2005
農林水産部経営支援課	全般	0857-26-7327

関連サイト

名称

中山間地域を支える水田農業支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

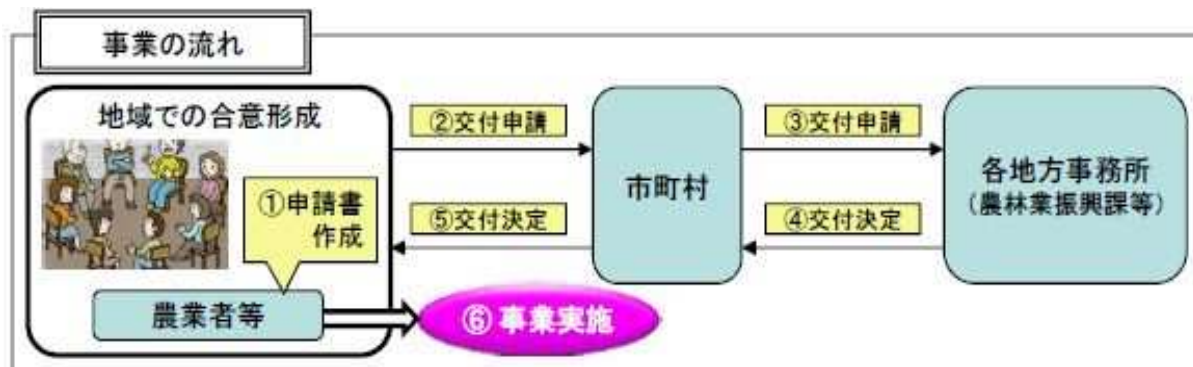
地域計画の目標地図に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

施策概要

水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両、土地基盤の整備に関するものは除く。)の導入 等に必要な経費を支援する

○支援内容

主な要件	○以下すべての項目を満たすこと (1)地域計画に位置付けられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む) (2)農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること (3)地域計画の目標年まで営農を継続することを目指した事業活用であること (4)農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすこと
補助金額・補助率	【補助率】事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【県補助上限額】 <通常タイプ> スマート機能を搭載していない機械 200万円 <スマートタイプ> スマート機能を搭載した機械 個人300万円、共同利用700万円



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

集落営農体制強化支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

集落営農組織

施策概要

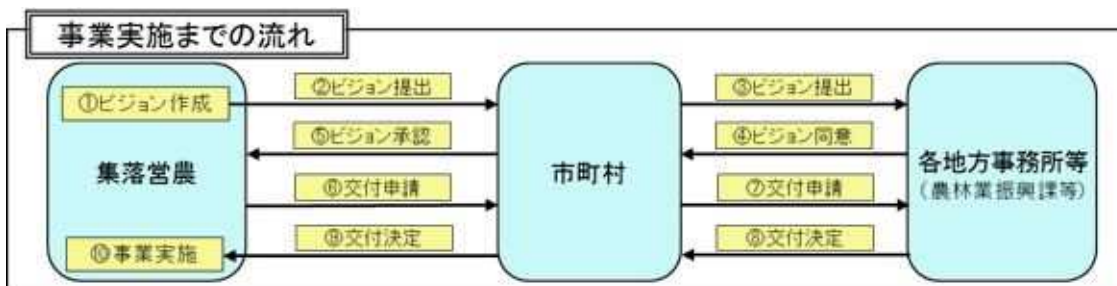
地域計画を実現し、将来にわたって農地を維持・継承していくために必要となる農業用機械・施設等の整備や人材確保に向けた取組を支援。

●支援内容

区分	支援内容等
人材確保型支援	支援内容：(ア)オペレーター等の人材育成研修及び免許取得に要する経費 ※必須の取組み (イ)畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費 (ウ)園芸品目の試作等取組支援 (エ)農作業体験活動等のイベント開催費 補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) 但し、(イ)のうち急傾斜地を含む集落営農組織の補助率は3/5(県2/5、市町村1/5) 県補助上限額：(ア)200千円/組織 (イ)2,200千円/組織、急傾斜地を含む組織2,600千円/組織 (ウ)200千円/組織、(エ)100千円/組織
規模拡大・発展型支援	支援内容：(ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費 (イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) 県補助上限額：小規模組織：7,000千円 大規模組織：12,000千円
地域計画実現型支援	支援内容：「規模拡大・発展型支援」の対象組織のうち、担い手の不足する地区の農地を新たに5ha以上を新規集積する組織に対する追加支援 補助率：1/6(県1/9、市町村1/18) 県補助上限額：小規模組織：2,333千円 大規模組織：4,000千円

●主な要件

- ・組織の規約を定めていること
- ・地域計画に位置付けられていること(位置付けられることが確実な場合を含む)
- ・「集落営農ビジョン」の策定において、人材確保型は人材育成に係る目標、規模拡大・発展型は地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めること
- ・「規模拡大・発展型支援」については、ポイント制による事業採択を受けていること



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>



名称	特色のある県産米作り支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	米生産者組織、JAグループ
施策概要	鳥取県産米の活性化に資することを目的として、高品質・良食味米生産を目指し、新たに取り組む栽培方法やブランド化に向けた取組を支援する。

○支援内容

支援内容	補助率
高品質・良食味生産等、ブランド化に向けた新たな取組に要する経費（会議費、視察費、実証試験に係る費用、米品質分析費、米パッケージ版下作成費等）	1／2 (補助上限額 150千円／組織)

【事業の流れ】



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7283
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称	星空舞ブランド化加速事業
施策対象	JA全農とっとり、県内JA、県内米卸業者、県内飲食店・食品加工事業者等
施策主体	鳥取県
対象者	全国農業協同組合連合会鳥取県本部、農業協同組合、米卸業者、飲食店、食品加工事業者（県内に事業所を持つ事業者に限る）
施策概要	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。

◎補助事業の内容

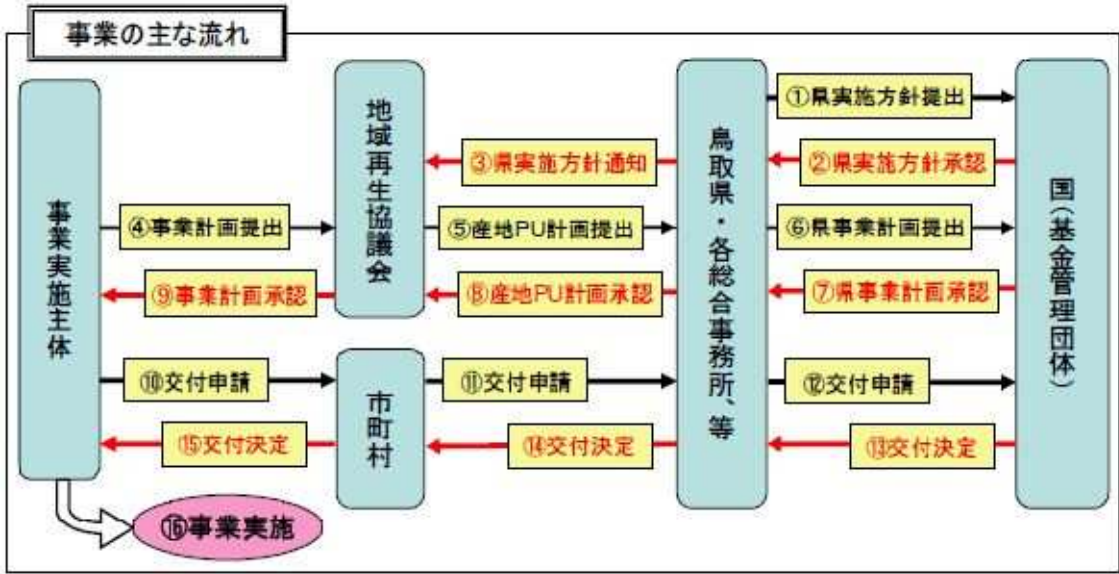
補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助 限度額
「星空舞」 ブランド 化推進事 業	全国農業協同組 合連合会鳥取県 本部	「星空舞」のブランド化推進のためのP R、販路拡大対策、コンテスト出品等の 取組に要する経費	1/2	— (予算の範 囲内)
	農業協同組合	「星空舞」の販売促進及び学校給食での 提供に要する経費 ただし、事業実施主体の人件費及び食 糧費については対象としない		500千円
	県内の米卸業者、 飲食店、食品加工 事業者等等	星空舞及び星空舞関連商品の販売促 進等に要する経費を助成		100千円

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7835
関連サイト		

名称	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業者の組織する団体(JA)等
施策概要	本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト	
-------	--

名称

ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業

施策対象

市町村、農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

市町村、農業者、JA、等

施策概要

近年の頻発する大雪、台風等の度重なる気象災害による農業用ハウスの甚大な被害の拡大を踏まえ、農業用ハウスの補強や防風ネット設置等の気象災害防止対策や、講習会の開催等の事業継続計画(BCP)の策定・検討に向けた取組みを支援する。

○支援内容

(1)既存ハウスへの被害防止対策

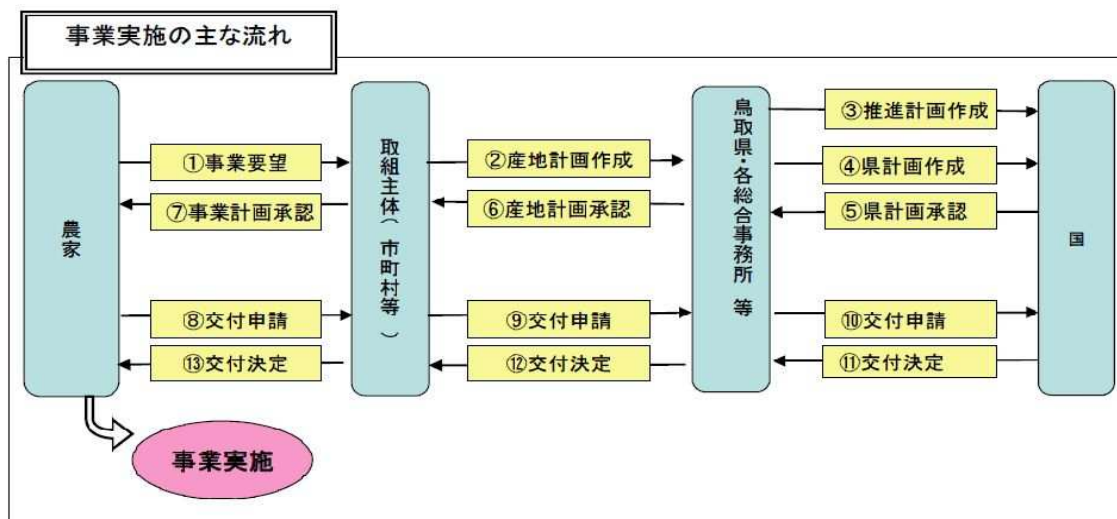
- ・野菜・花き・果樹用のパイプハウスの補強に要する経費の支援
(対象:今後10年以上の利用が見込まれるハウス)

補助対象経費	ハウス本体の補強等に係る補強資材費、補強役務費等
補助率	1/2(国費のみ)

(2)事業継続計画(BCP)の検討・策定に向けた取組み

- ・マニュアルの作成、補強や保守管理のための技術指導や講習会の開催等

補助対象経費	会場借料、旅費、謝金、資料印刷費 等
補助率	定額



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称

鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組に対し、ソフト・ハードを一体的に支援。

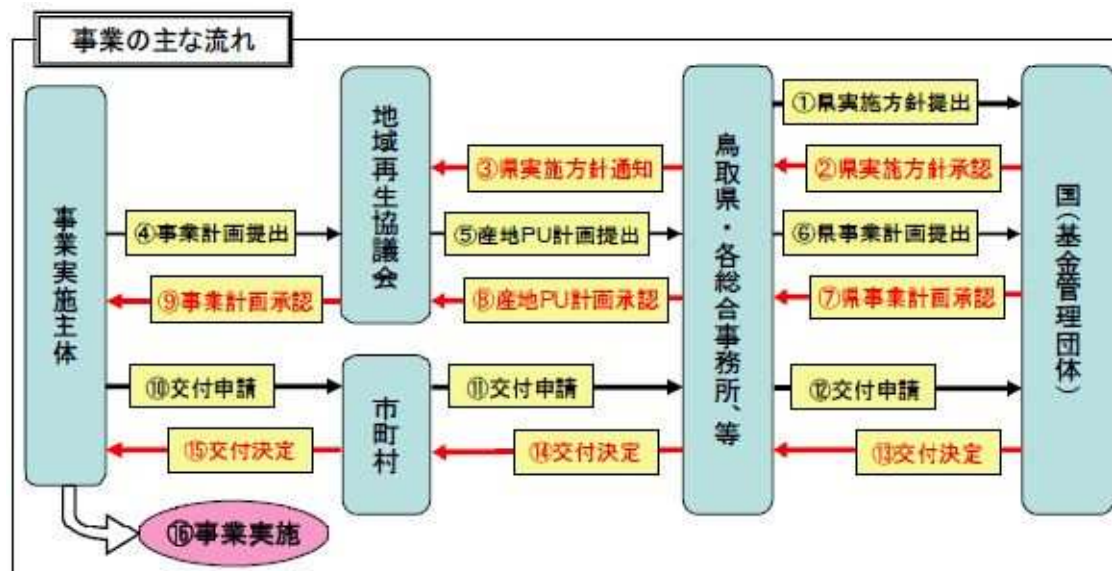
○支援内容

①整備事業

支援内容	野菜、果樹、水稻等の施設整備等に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

②生産支援事業

支援内容	野菜、花き、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称

主要園芸品目生産振興事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- 1 産地規模拡大:生産組織、農業法人、農業者等
- 2 産地発展成長:全農、JA、JA生産部
- 3 広域組織連携:全農、JA、生産組織
- 4 革新的技術導入実証:JA、生産組織、農業法人
- 5 基盤整備・土地改良:JA、生産組織、農業法人、農業者

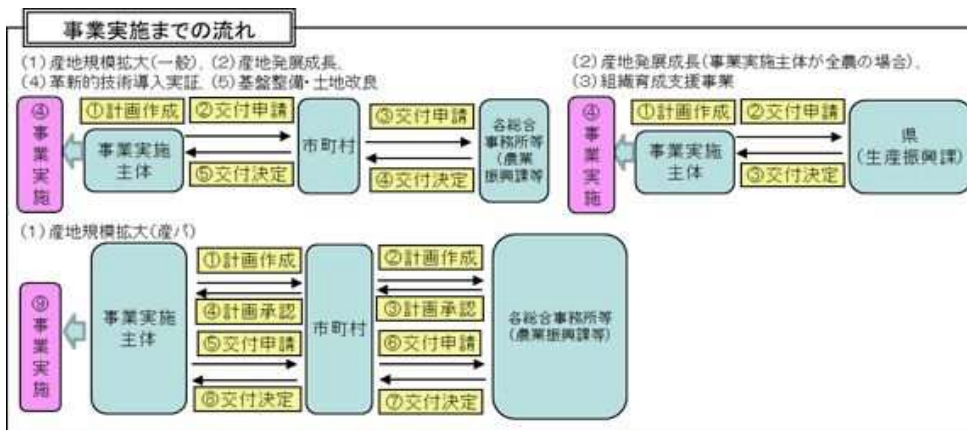
施策概要

主要園芸品目のうち特に気象災害や資材等高騰の影響を受けやすい3大品目(白ねぎ・ブロッコリー・らっきょう)を中心に産地強化施策の県域横展開を図る。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
①産地規模拡大	作業の省力・効率化、規模拡大に必要な機械・施設等、資材の導入支援(※) (1)(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象の取組 (2)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組	(1)2/3(国費1/3程度、県費2/9程度、市町村費1/9程度) ※末端補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で高上げ (2)1/2(県費1/3、市町村費1/6)
②産地発展成長	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良等、主力産地づくりに必要な経費等 ※産地の発展構想を明らかにした、産地強化計画を提出	・補助率:県費1/3、市町村費1/6(複数市町村にまたがる場合、市町村負担は任意) 【補助上限】20,000千円/実施主体
③広域組織連携	共販体制や出荷基準変更の検討、地域間交流の活動、産地間ネットワークの構築強化等の広域的な組織活動支援	1/2(県費)
④革新的技術導入実証	単収向上、省力化、規模拡大、資材の低コスト化、後作・輪作品目の推進・導入のための技術普及支援	1/2(県費) ※市町村任意負担
⑤基盤整備・土地改良	基盤整備、土壌改良等による優良農地の整備・確保支援	市町村が負担する率と同率(上限:県費1/2、市町村費1/2)

※①③④⑤の細事業は、対象品目を白ねぎ、ブロッコリー、らっきょうに限る。



問合せ先

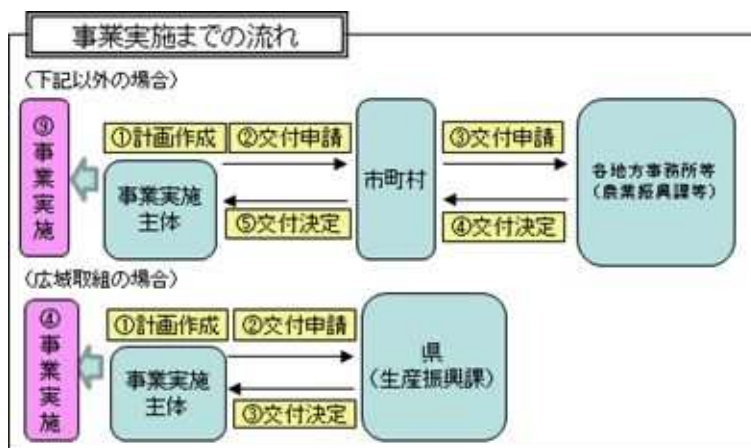
担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称	新たな園芸品目育成事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	(1)新たな園芸品目試作支援:生産組織(2戸以上)、農業法人、JA等 (2)園芸振興品目産地化支援:生産組織(2戸以上)、農業法人、JA等 (3)県育成イチゴ品種(「とっておい」「堅しろう」)生産拡大支援:農業者、農業法人等
施策概要	新たな園芸品目等による地域の特性を活かした特産物を育成するための試作経費や施設・機械導入等の支援を行うことで、農業産出額の底上げを図り、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の目標達成を目指す。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
(1)新たな園芸品目試作支援事業	新たな園芸品目の試行的な取組等の支援(種苗・資材費、機械レンタル料などの経費等) 【補助上限】500千円/事業実施主体(2年間)	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村またがる場合は市町村任意、広域の取組は県1/3 ※生産組織は2戸以上の販売農家
(2)園芸振興品目産地化支援事業	地域で振興する園芸品目等の産地化の支援(規模拡大や共同出荷を行うための施設・機械導入、排水対策など土壌改良に係る経費等) 【補助上限】2,500千円/事業実施主体(2年間)	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村またがる場合は市町村任意、広域の取組は県1/3 ※生産組織は2戸以上の販売農家
(3)県育成イチゴ品種生産拡大支援事業	①生産性を向上する機械装置等の導入支援 【補助上限】350千円/事業主体 ②低コストハウスや高設ベンチ等の導入支援 【補助上限】2,500千円/事業主体	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村またがる場合は市町村任意



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称

鳥取の花・芝生産振興対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

- 1 鳥取の花いきいき総合戦略事業
 - (1) 花き生産振興事業
 - シンテッポウユリ産地の活性化: 生産組織、JA等
 - 花き産地の強化: 農業者、生産組織、法人、JA等
 - (2) 花き振興推進事業: 鳥取県花き振興協議会
- 2 とっとり芝生産振興事業
 - (1) 生産振興事業: 生産組織、法人等
 - (2) 芝王国とっとり活動推進事業
 - 後継者育成、イベント開催: 鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
 - 鳥取の芝PR支援: 生産組織、法人、鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
 - 環境に配慮した芝カス適正処理: 鳥取県芝生産指導者連絡協議会

施策概要

本県の強みである切り花等の花き品目において、農業者等が行う生産拡大等を支援するとともに、生産者、市場・小売業者、JA等の関係団体で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。また、全国2位の産地である芝について、規模拡大等の支援により産地強化を図るとともに、業界全体として芝をPRすることにより、芝産業の振興を図る。

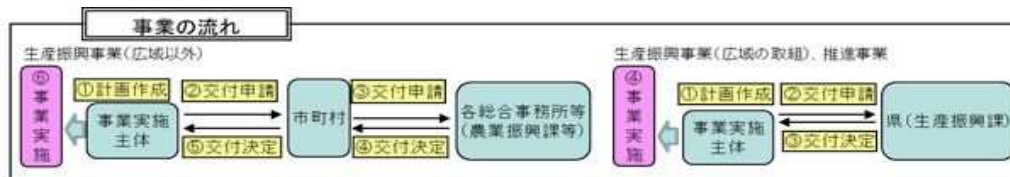
○支援内容

1 鳥取の花いきいき総合戦略事業

細事業名	支援内容	補助率
花き生産振興事業	①県産重要品目生産支援 ・シンテッポウユリ産地の活性化: 新品種導入支援 ・花き産地の強化: 出荷調整機器や開花調整機器の整備	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域の場合は県1/3のみ
花き振興推進事業	①消費拡大推進 ・消費拡大活動: 先進事例調査、消費拡大活動等	1/2(県費のみ)
	②協議会活動支援 ・イベント、研修会の開催、花育活動の推進	1/2または10/10(県費のみ)

2 とっとり芝生産振興事業

細事業名	支援内容	補助率
生産振興事業	・耕作放棄地を活用した規模拡大	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域の場合は県1/3のみ
芝王国とっとり活動推進事業	①後継者育成、イベント開催 ・PRイベントの開催、人材確保の支援	10/10(委託)
	②鳥取の芝PR支援 ・県内外での鳥取の芝PR用の看板等作成・掲示費、チラシ・ポスター費用等	1/2(県費のみ) 【補助上限】200千円/事業実施主体
	③環境に配慮した芝カス適正処理 ・芝カス適正処理に関する取組支援	1/2(県費のみ)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

名称

指定野菜価格安定対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

(独)農畜産業振興機構

対象者

登録出荷団体と大規模生産者

施策概要

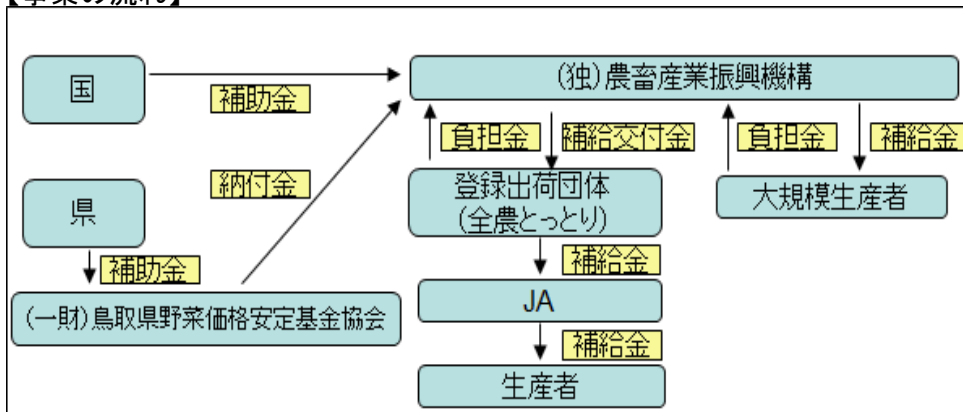
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業。

○支援内容

指定野菜(冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価があらかじめ定められた基準単価を下回った場合、下回った額に応じて補給金が交付。

資金造成負担割合	(調整野菜、一般指定野菜) 国:60%、県:20%、登録出荷団体等:20% (重要野菜) 国:65%、県:17.5%、登録出荷団体等:17.5%
主な要件	<作付面積> (登録出荷団体) ・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上 (大規模生産者) ・2ha以上 <共同出荷量> ・総出荷量の2/3以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電 話
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272

関連サイト

名称

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

施策対象

農業者等

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

共同出荷組織と相当規模生産者

施策概要

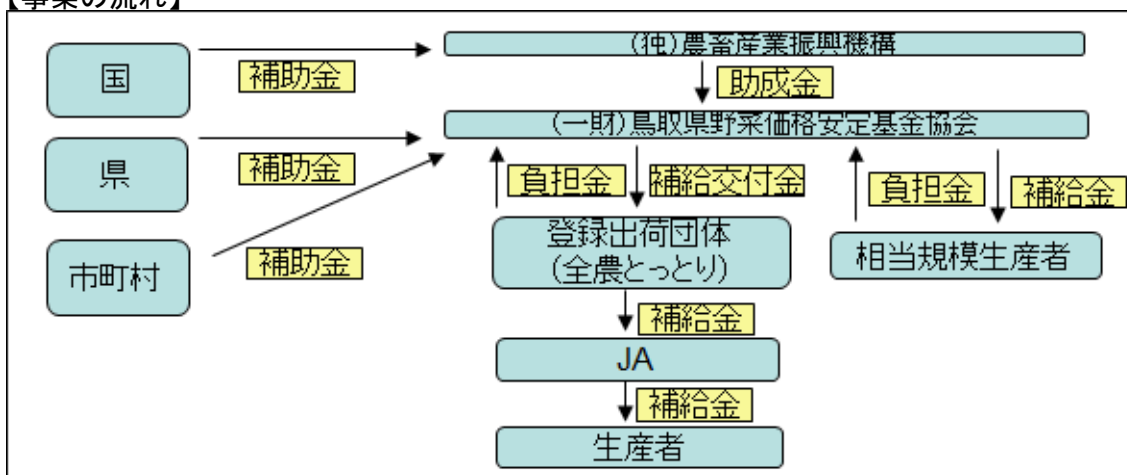
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、こまつな)と、指定野菜(夏ねぎ<白ねぎ>、夏ねぎ<青ねぎ>、秋冬ねぎ<青ねぎ>、夏秋トマト、夏秋ピーマン)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

資金造成負担割合	(指定野菜) (独)農畜産業振興機構:20/40、県:10/40、市町村:3/40、共同出荷組織等:7/40 (重要特定野菜) (独)農畜産業振興機構:20/40、県:10/40、市町村:3/40、共同出荷組織等:7/40 (重要特定野菜以外の特定野菜) (独)農畜産業振興機構:10/30、県:10/30、市町村:3/30、共同出荷組織等:7/30	
主な要件	【特定野菜】 <作付面積> (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・1.5ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の2/3以上	【指定野菜】 <作付面積> (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・2.0ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の1/2以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272

関連サイト

名称

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

農業協同組合

施策概要

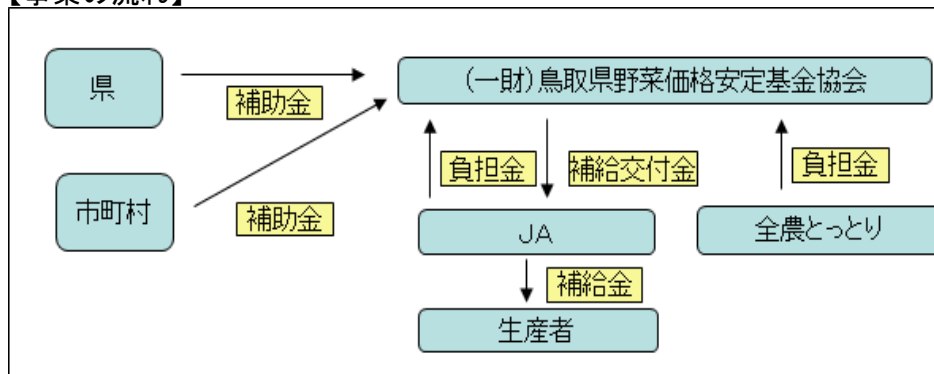
天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

ブランド野菜(夏秋だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎく白ねぎ)、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、かんしょ、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

負担割合	県:50%、市町村:15%、JA:25%、全農とっとり10%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

【事業の流れ】



問合せ先

所 属	電 話
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興局生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7272

関連サイト

名称	鳥取梨生産振興事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画に位置づけられた担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗協同組合
施策概要	①気象災害に強い施設整備事業…防風ネットの更新を支援 ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援 ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種におけるジョイント栽培の取組を支援 ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減の取組を支援

①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
防風ネットの更新に係る経費	1/3(県のみ) 補助上限額 90千円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「新甘泉等」特別対策事業※1	ジョイント栽培拡大事業※2
新植・全面改植及びその果樹棚の整備	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
共同利用する王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	—
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械等の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	2/3(県のみ)※3	—

※1:「二十世紀」「新甘泉」「王秋」を対象。

(「二十世紀」には、「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」、「おさゴールド」を含む。)

※2:ジョイント栽培を行なう「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種を対象。

※3地域で果樹園を継承する「やらいや果樹園」に登録された園を対象。

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

III：高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

IV：育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称

鳥取柿ぶどう等生産振興事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画に位置づけられた担い手、リース事業者、市町村

施策概要

- ①「輝太郎」特別対策事業…「輝太郎」の生産拡大を支援
- ②柿ぶどう等生産拡大事業…産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を支援
- ③気象災害に強い施設整備事業…防風ネットの更新を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減や廃園化防止の取組を支援

①「輝太郎」特別対策事業、②柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「輝太郎」特別対策事業	柿ぶどう等生産拡大事業
新植、間植え改植、全面改植に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/2(県のみ)※3
高接ぎ、一挙更新、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、防霜施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)※2	1/3(県のみ)※4
	(防霜対策設備の補助上限1,500千円/10a)	

※1：廃園対策として実施する場合は2/3

※2：廃園対策による果樹棚の整備は2/3

※3：既存樹の間植え改植の場合は1/3

※4：新植、全面改植(ぶどうにあっては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)		
	かき	ぶどう	もも
新植、全面改植	48	94	47
間植え改植	24	47	24
高接ぎ一挙更新	48	47	47

※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を、植栽または高接ぎした年度に一括交付

③気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率
防風ネットの更新に係る経費	1/3(県のみ)、補助上限額90千円/10a

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用、作業受託する農業機械の導入に係る経費を補助	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称	戦略的スーパー園芸団地整備事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、市町村
施策概要	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の多様な担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

I：生産基盤整備対策

「新甘泉」等(※)の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	補助率
新植または全面改植、果樹棚、網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費	県3/4(国事業との併用)

※新規就農者等は品種を問わない

II：育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金(※)を定額交付

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
ジョイント栽培の場合	600
ジョイント栽培以外の場合	340

※5年間分の育成経費相当額を植栽した年度に一括して交付

III：借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料(※)の一部を支援

補助対象経費	補助率
借地料	2/3(県1/3、市町村1/3) 補助上限額37千円/10a

※育成開始から5年間支援

IV：参入者募集支援

補助対象経費	補助率
果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成、研修会に係る経費等)	2/3 (県1/2、市町村1/6) 補助上限額:600千円/事業実施主体

問合せ先

担当部署	電 話
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称	果樹カメムシ被害対策事業														
施策対象	農業者等														
施策主体	鳥取県														
対象者	農業協同組合、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、果樹産地構造改革計画(産地計画)において担い手と定められた者														
施策概要	果樹カメムシ類への対策として有効な①網かけ施設の整備、②高機能を有する多目的防災網への更新を支援する。※令和7年度まで														
①網かけ施設の整備															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)新甘泉、二十世紀、王秋</td><td>1/2(県のみ)※1</td></tr> <tr> <td>(2)ジョイント栽培梨全品種((1)を除く)</td><td>1/2(県のみ)</td></tr> <tr> <td>(3)(1)(2)以外の梨、柿</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※1 新植・全面改植に伴う整備の場合は2/3(県のみ)		補助対象経費	補助率	(1)新甘泉、二十世紀、王秋	1/2(県のみ)※1	(2)ジョイント栽培梨全品種((1)を除く)	1/2(県のみ)	(3)(1)(2)以外の梨、柿							
補助対象経費	補助率														
(1)新甘泉、二十世紀、王秋	1/2(県のみ)※1														
(2)ジョイント栽培梨全品種((1)を除く)	1/2(県のみ)														
(3)(1)(2)以外の梨、柿															
②高機能を有する多目的防災網の更新															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費</td><td>県1/2 (補助上限額300千円/10a)</td></tr> </tbody> </table>		補助対象経費	補助率	高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費	県1/2 (補助上限額300千円/10a)										
補助対象経費	補助率														
高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費	県1/2 (補助上限額300千円/10a)														
問合せ先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産部農業振興局生産振興課</td><td>0857-26-7414</td></tr> <tr> <td>農林水産部東部農林事務所農業振興課</td><td>0857-20-3580</td></tr> <tr> <td>農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室</td><td>0858-72-3808</td></tr> <tr> <td>中部総合事務所農林局農業振興課</td><td>0858-23-3165</td></tr> <tr> <td>西部総合事務所農林局農林業振興課</td><td>0859-31-9652</td></tr> <tr> <td>西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室</td><td>0859-72-2004</td></tr> </tbody> </table>	担当部署	電話番号	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
担当部署	電話番号														
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414														
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580														
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808														
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165														
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652														
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004														
関連サイト															

名称

農業経営安定資金利子助成事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県農業協同組合中央会

施策概要

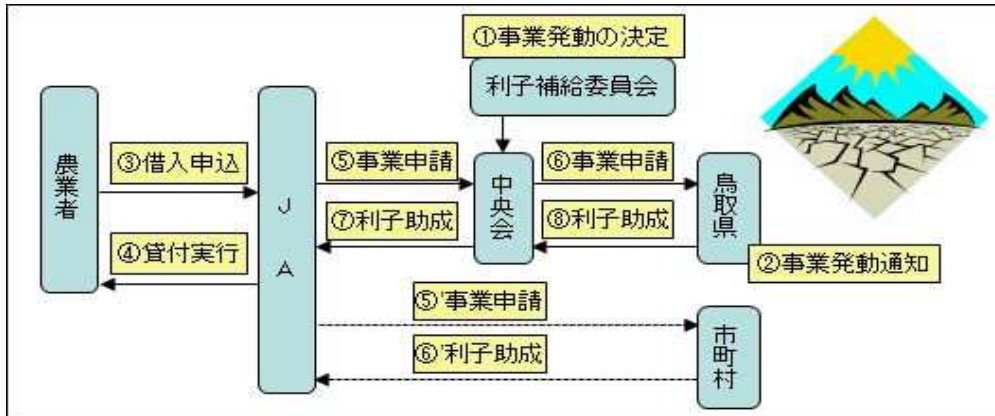
災害、市場価格低落及び原油価格高騰により次年度の再生産に必要な資金として、農業者が借り入れた資金の利子負担を軽減して、当該農業者の経営安定と生産意欲の高揚を図る。

○支援内容

主な内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応	②価格低落時対応	③原油価格高騰時対応
	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が過去5年の市場平均価格等を下回る場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	園芸品目(果樹、野菜、花き類)、茶、米、水田転換品目(大豆、麦、そば)等
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合 ・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7414

関連サイト

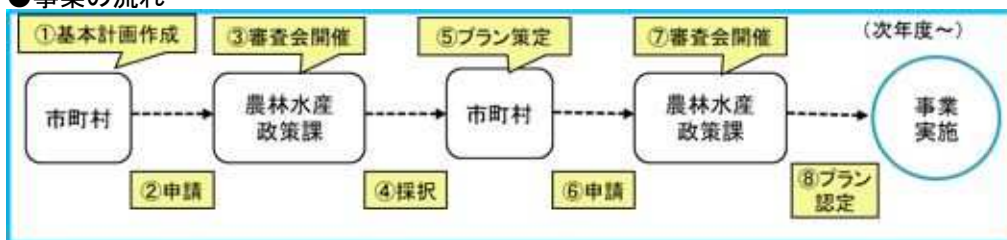
名称	ともに目指す！産地強化支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人（第三セクター）
施策概要	策定したプランの実現に向けた取組に必要な経費を支援する。 ※担い手育成や販売力強化などに向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費（ソフト） ※農業生産の拡大や省力化に必要な施設、機械整備の経費（ハード） ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産（耕畜連携に関するものは対象）、水産の生産経費は対象外。

○支援内容

主な要件	①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。 ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、地域農業の活性化に主眼をおいたプラン（振興計画）を策定し、県が認定していること。 ③プランには以下に関する内容が含まれること。 ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理に関する取組 ・核となる品目の生産振興に関する取組 ・ブランド化や販売力強化の取組（産地プロジェクトに係るプラン以外は任意）
補助率・補助金額	【補助率】ハード 1/2（県1/3、市町村1/6）、ソフト 2/3（県1/2、市町村1/6） 【事業費上限額（5年間総額）】1億円（産地プロジェクトに係るプランは1.2億円） 【事業期間】5年間

※産地プロジェクト：主要品目の産地ごとに、JA、市町村、県農林局等が連携して生産額アップを目指す取組

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003
関連サイト		



名称	地域計画実現サポート事業
施策対象	市町村・農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村（直接補助） 農業法人・農業者が組織する任意組織等（市町村を通じた間接補助）
施策概要	地域計画の実行・実現のために必要となる地域での話し合い、研修会の開催、先進事例調査の実施、経営力向上を目的とした各種研修会への参加等を支援する。

○支援内容

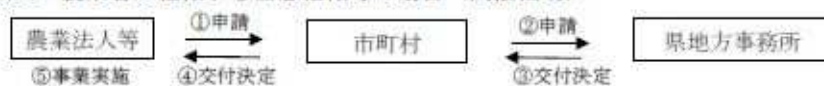
事業内容	地域計画の実行・実現のための以下の取組を支援。 ①地域間（市町村間含む）の農地集積・集約化のため、地権者と耕作者のマッチングや耕作者同士の農地の交換等の取組 ②地域計画の実行・具体化のために必要となる地域での話し合い ③研修会の開催 ④先進事例調査の実施 ⑤経営力向上を目的とした各種研修会への参加 ⑥その他目的達成に必要な事業
補助率	県1／2、市町村1／2
補助上限額	100千円
補助対象経費	委託費、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、通信費等

○事業実施までの流れ

市町村の場合（直接補助）



農業法人・農業者が組織する任意組織等の場合（間接補助）



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7269
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト		

名称	農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者の組織する団体等
施策概要	国が新たに創設した「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用し、老朽化した集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を行うための経費に対する支援を行う。

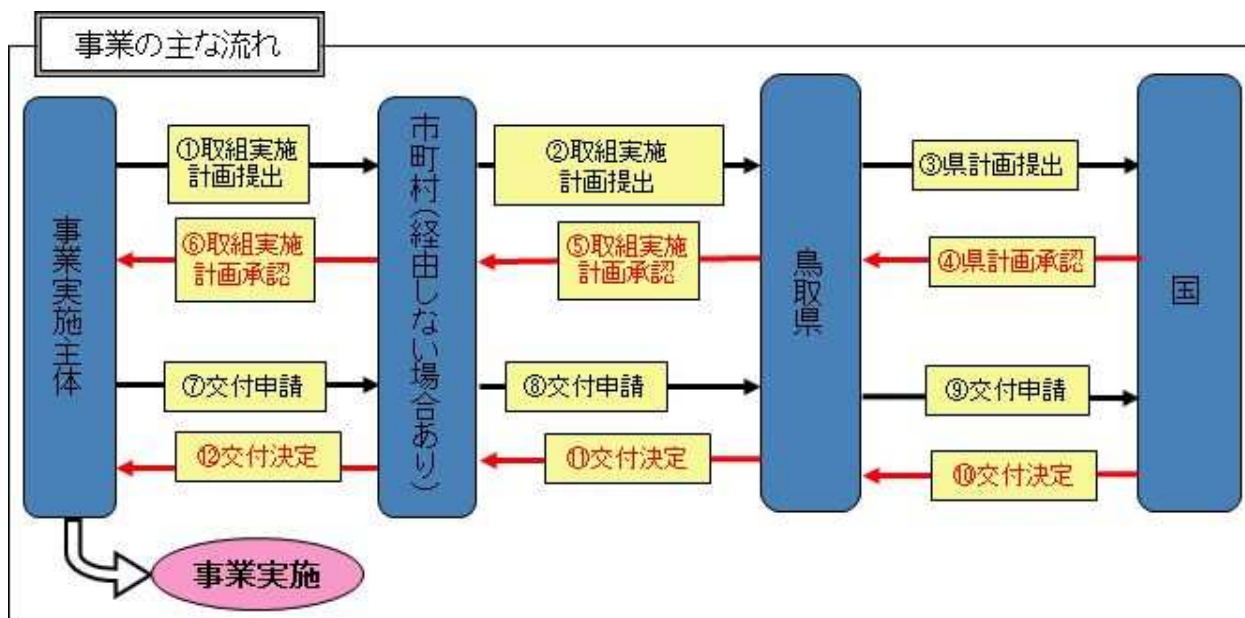
○支援内容

①共同利用施設の再編集約・合理化

支援内容	地域農業を支える老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援する。
補助率	国費1/2

②再編集約・合理化のさらなる加速化

支援内容	①の取組について県が補助金の嵩上げを行う場合、その同額を国が支援する。
補助率	国費1/20、県費1/20(国費と県費あわせて1/10を上限に同額補助)



※(国)「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興局生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
関連サイト		

名称

畜産経営緊急救済事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

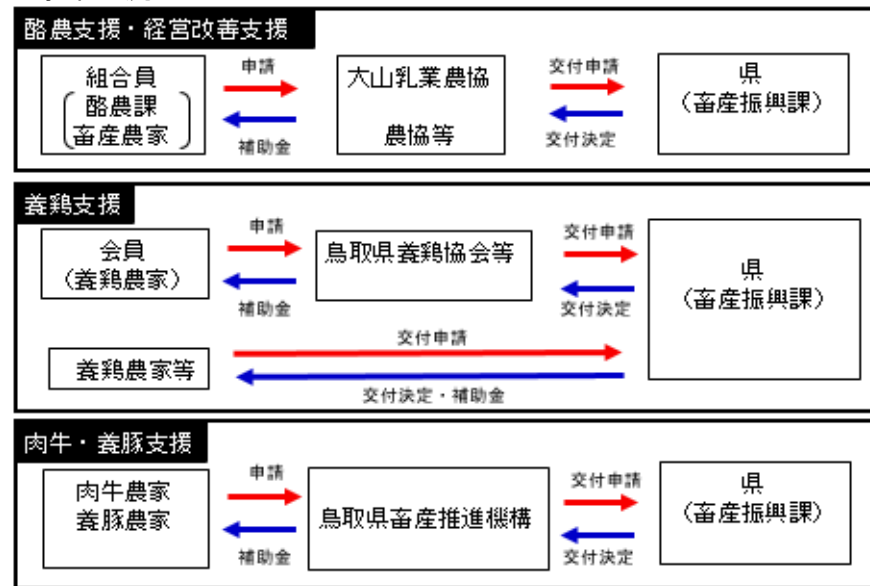
ウクライナ情勢や円安等により飼料価格が高騰したことにより、飼料価格安定制度や所得補償制度等で補償されない農家負担の一部について助成します。

○支援内容

対象者	内容	補助率	実施主体	事業期間
酪農家	令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の助成	1/2以内	大山乳業農業協同組合	令和7年4月～同年9月
養鶏農家	飼料価格の高騰により令和6年に損失が発生した農家について、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える農家負担の一部を支援	1/3以内	鳥取県養鶏協会等	令和7年4月～同年9月
肉牛農家 養豚農家	牛及び豚マルキン※で補てんされる上限を超える部分の助成	1/2以内	(公社)鳥取県畜産推進機構	令和7年4月～同年9月

※牛及び豚マルキン制度:販売価格が生産費を下回った場合に、補てん金を交付する制度(差額の9割補填)

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産振興課	0857-26-7288

関連サイト